

京都市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市教職員の給与等に関する条例」を「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)